

○大分市介護サービス事業者の指定等に関する規則

令和6年3月26日

規則第15号

大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成24年大分市規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
- (2) 指定地域密着型サービス事業者 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。
- (3) 指定居宅介護支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。

- (4) 指定介護老人福祉施設 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。
- (5) 介護老人保健施設 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- (6) 介護医療院 法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。
- (7) 指定介護予防サービス事業者 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。
- (9) 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (10) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (11) 介護サービス事業者 第1号から第3号まで及び第7号から第10号までに掲げる事業者並びに第4号から第6号までに掲げる施設の開設者をいう。

(指定等の申請等)

第3条 法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第86条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項、第115条の2第1項若しくは第115条の45の5第1項の規定による指定居宅サービ

ス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者の指定（以下この条において「指定」という。）又は法第94条第1項若しくは第107条第1項の規定による介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可（以下この条において「許可」という。）を受けようとする者は、指定又は許可の申請について厚生労働大臣が定める様式に、省令に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合において、指定又は許可をしたときは、介護サービス事業者指定（許可）通知書（様式第1号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、指定又は許可を受けた者に対し、当該通知書を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（特例に係る別段の申出）

第4条 法第71条第1項ただし書又は法第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定により、別段の申出をしようとする者は、当該申出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

（指定等の更新の申請等）

第5条 法第70条の2第1項（第78条の12、第115条の11、第11

5条の2第1項又は第115条の3第1項において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項若しくは第115条の45の6第1項の規定による指定の更新（以下この条において「指定の更新」という。）又は法第94条の2第1項若しくは第108条第1項の規定による許可の更新（以下この条において「許可の更新」という。）を受けようとする者は、指定の更新又は許可の更新の申請について厚生労働大臣が定める様式に、省令に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の更新又は許可の更新をしたときは、介護サービス事業者指定（許可）更新通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、指定の更新又は許可の更新を受けた者に対し、当該通知書を当該指定の更新又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（指定居宅サービス事業者の指定の変更申請等）

第6条 法第70条の3第1項の規定により、指定居宅サービス事業者（法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）の指定の変更（以下この条において「指定の変更」という。）を受けようとする者は、指定の変更の申請について厚生労働大臣が定める様式に、省令に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の変更をしたときは、特

定施設入居者生活介護指定変更通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 法第75条第1項、第78条の5第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項、第115条の5第1項、第115条の15第1項、第115条の25第1項又は省令第140条の62の3第2項第4号の規定による変更の届出をしようとする者は、当該届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

2 法第75条第1項、第78条の5第1項、第82条第1項、第99条第1項、第113条第1項、第115条の5第1項、第115条の15第1項、第115条の25第1項又は省令第140条の62の3第2項第5号の規定により、休止した事業又は施設の再開の届出をしようとする者は、当該届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

3 法第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第113条第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項又は省令第140条の62の3第2項第6号の規定により、事業又は施設の廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

（指定の辞退）

第8条 法第78条の8又は法第91条の規定により、指定の辞退の届出をし

ようとする者は、当該届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

(介護老人保健施設又は介護医療院の変更の許可申請等)

第9条 法第94条第2項又は法第107条第2項の規定による変更の許可

(以下この条において「変更の許可」という。)を受けようとする者は、変更の許可の申請について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の許可をしたときは、介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の承認申請等)

第10条 法第95条第1項若しくは第2項又は法第109条第1項若しくは

第2項の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の承認(以下この条において「管理者の承認」という。)を受けようとする者は、管理者の承認の申請について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、管理者の承認をしたときは、介護老人保健施設・介護医療院管理者承認通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(介護老人保健施設又は介護医療院の広告の許可申請等)

第11条 法第98条第1項第4号又は法第112条第1項第4号の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院の広告の許可（以下この条において「広告の許可」という。）を受けようとする者は、広告の許可の申請について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、広告の許可をしたときは、介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（指定介護予防支援の委託の届出）

第12条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定による指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者への委託をしようとするときは、当該委託の届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、省令第140条の35第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更の届出について厚生労働大臣が定める様式を市長に提出しなければならない。

（指定等に係る情報の提供）

第13条 市長は、第3条から第5条まで及び第7条から前条までの指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、国、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報を提

供することができる。

(公示)

第14条 法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第115条の20又は第115条の30の規定による公示は、省令第131条の2、第131条の14、第133条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2の3、第140条の23、第140条の31又は第140条の38に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定の辞退又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止の

年月日

(業務管理体制の届出)

第15条 介護サービス事業者（指定事業者を除く。次条及び第17条において同じ。）は、法第115条の32第2項又は第4項の規定による届出をしようとするときは、介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(業務管理体制に係る変更の届出)

第16条 介護サービス事業者は、法第115条の32第3項の規定による届

出をしようとするときは、介護保険法第115条の3第3項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（業務管理体制に係る電子申請による届出）

第17条 介護サービス事業者は、前2条の届出について、業務管理体制の整備に関する届出システム（以下「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出を行う場合にあっては、前2条の規定にかかわらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

（業務管理体制に係る情報の提供）

第18条 市長は、前3条の規定による届出に関し、国及び都道府県に対して、当該届出に係る情報を提供することができる。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（大分市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の廃止）

2 大分市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年大分

市規則第30号)は、廃止する。

(大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の全部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの規則による改正前の大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定に基づきなされた申請、届出その他の行為は、施行日以後においては、この規則に基づきなされた申請、届出その他の行為とみなす。

(大分市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の大分市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の規定に基づきなされた申請、届出その他の行為は、施行日以後においては、この規則に基づきなされた申請、届出その他の行為とみなす。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

介護サービス事業者指定（許可）通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった指定（許可）については、介護保険法の規定により、次のとおり指定（許可）する。

指定（許可）した事業等の種類	
事業所等の名称	
事業所等の所在地	
指定（許可）年月日	
指定（許可）の有効期間満了日	
介護保険事業所番号	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

介護サービス事業者指定（許可）更新通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった指定（許可）の更新については、介護保険法の規定により、次のとおり指定（許可）を更新する。

指定（許可）した事業等の種類	
事業所等の名称	
事業所等の所在地	
指定（許可）更新年月日	
指定（許可）の有効期間満了日	
介護保険事業所番号	

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

特定施設入居者生活介護指定変更通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった特定施設入所者生活介護に係る指定の変更については、介護保険法の規定により、次のとおり指定を変更する。

事業所の名称	
事業所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
指定変更年月日	
変更内容	
介護保険事業所番号	

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった開設許可事項の変更については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

施設の種類	
施設の名称	
施設の所在地	
変更の内容	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

介護老人保健施設・介護医療院管理者承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった管理者の承認については、介護保険法の規定により、次のとおり承認する。

施設の種類	
施設の名称	
施設の所在地	
変更後の管理者氏名	
変更理由	

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった広告事項の許可については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

施設の種類	
広告事項の許可をした施設	(名称)
	(所在地)
許可をした広告事項	
広告の方法	
その他	

様式第7号（第15条関係）

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項
（区分の変更）の規定に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

大分市長 殿
所在地
事業者 名称
代表者の氏名

介護保険法第115条の32第2項又は第4項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号												
1	届出の内容													
	(1)介護保険法第115条の32第2項関係（整備）													
(2)介護保険法第115条の32第4項関係（区分の変更）														
2	フリガナ名称													
	主たる事務所の所在地 (郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)													
	連絡先 電話番号 FAX番号													
	業 法 人の 種 別													
	者 代表者の職名・氏名・生年月日 職名 フリガナ 生年月日 氏名 年 月 日													
3	代表者の住所 (郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)													
	3 事業所名称等及び所在地													
	事業所名称 指定年月日 介護保険事業所番号(医療機関等コード) 計 画 所 所在地													
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項													
	第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日													
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要													
5	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課													
	区 分 変 更 の 理 由													
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課													
	区 分 変 更 日 年 月 日													

様式第8号（第16条関係）

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の3第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

大分市長 殿

所在地
事業者 名称
代表者の氏名

介護保険法第115条の3第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																					
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項	
1 法人の種別、名称	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 代表者の職名、氏名、生年月日	4 代表者の住所
5 事業所名称等及び所在地	
6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変更の内容
(変更前)
(変更後)

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)